

○北海道警察警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令

北海道警察本部訓令第17号

平成27年3月30日

改正 平成31年3月19日警察本部訓令第7号、令和4年7月1日第17号

北海道警察警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

北海道警察警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 北海道警察における拳銃の使用及び取扱いについては、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「規範」という。）によるほか、この訓令に定めるところによる。

(拳銃の使用及び事故の報告)

第2条 所属長は、規範第10条第3項の規定による報告を受けたときは、別に定めるところにより、直ちに警察本部長に（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部長に）報告しなければならない。

2 方面本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた事項を警察本部長に報告しなければならない。

(拳銃の携帯)

第3条 規範第11条第1項第9号に規定する拳銃を携帯することが不相当であると認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 人事異動等に伴う辞令の受領又は申告するとき。
- (2) 広報活動に従事するとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、所属長が認めたとき。

(訓練責任者)

第4条 規範第16条に規定する訓練責任者は、所属長とする。ただし、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）教養課が計画する拳銃訓練における訓練責任者は教養課長、方面本部警務課が計画する拳銃訓練における訓練責任者は警務課長とする。

(管理責任者)

第5条 規範第17条に規定する管理責任者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警察本部 教養課長
- (2) 警察学校 警察学校長
- (3) 方面本部 警務課長
- (4) 独立して拳銃等を保管する警察本部及び方面本部の所属 当該所属長
- (5) 警察署 警察署長

(取扱責任者)

第6条 規範第18条第1項に規定する取扱責任者は、次に掲げる警察官とする。ただし、これにより難い場合は、管理責任者が指定する警察官とする。

- (1) 警察本部 教養課調査官（教養）
- (2) 警察学校 庶務課次席
- (3) 方面本部 理事官
- (4) 独立して拳銃等を保管する警察本部及び方面本部の所属 当該所属の次席（次席に相当する者を含む。）
- (5) 警察署 副署長、分庁舎所長、複数勤務の遠隔の交番及び駐在所の所長若しくは上位者又は管理責任者が指定する単独勤務の駐在所員
（取扱責任者の代理者）

第7条 規範第18条第4項に規定する取扱責任者の代理者は、管理責任者が指定する警察官とするものとする。

（取扱責任者の代行）

第8条 警察本部、方面本部及び警察署の当直責任者は、執務時間外において取扱責任者の任務を代行するものとする。

（拳銃等の亡失損傷等の報告）

第9条 管理責任者は、規範第23条第1項の規定による報告を受けたときは、別に定めるところにより、直ちに警察本部長に（札幌方面以外の方面の管理責任者にあつては、当該方面本部長に。次項において同じ。）報告しなければならない。

2 管理責任者は、亡失した拳銃等が発見されたときは、直ちにその状況を警察本部長に報告しなければならない。

3 前2項の場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第17号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、令和4年7月1日から施行する。